平成28年熊本地震による法人府民税、事業税

及び地方法人特別税の申告期限等について

平成28年10月24日

大阪府財務部税務局

この度の熊本地震により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

熊本県に主たる事務所等がある法人の皆様の平成28年4月14日以降に到来する法人府民税、事業税及び地方法人特別税の申告・納付等の期限を延長する措置を講じているところですが、今回、延長期限を下記のとおり定めました。

ご申告、ご納付がおすみでなければ、下記の期限までにご申告、ご納付いただきますようお願い申し上げます。

この期日以降においても、熊本地震による災害等により申告・納付等ができない方については、個別に府税事務所に申請して、期限の延長措置を受けることができます。
　ご不明な点などございましたら、担当の府税事務所までお問い合わせください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| **地　域** | **延長期日** |
| 八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、嘉島町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町 | 11月30日（水） |
| 熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町 | 12月16日（金） |